令和９年度　有田町会計年度任用職員募集案内

１　受付期間　　令和８年１２月１日～令和８年１２月２５日

２　申込資格

職種によって必要な資格・能力が異なります。募集職種ページにてご確認ください。ただし、地方公務員法第 16 条の規定により、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 有田町の懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

３　申込資格（特記事項）

今回の採用から「こども性暴力防止法（令和８年 12 月 25 日施行予定）」の施行に伴い、子どもと接する業務の従事者については下記確認等が必要となります。

- 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙誓約書裏面の参照条文をご参照ください。

３　募集職種

職種ごとの詳細な勤務条件は、各職種ページにてご確認ください。

職種	募集人数	子ども性暴力防止法対象職種
一般事務補助	６名程度	―
一般事務補助（有田陶磁美術館勤務）	２名	―
公民館長	１名	―
保育士Ａ	３名	○
保育士Ｄ	１名	○
子ども家庭支援員	１名	―
医療事務	１名	―
管理栄養士	１名	―
介護支援専門員	３名	―
保健師	１名	―
司書兼会計事務補	１名	○
不登校生徒支援員	１名	○
特別支援員	５名	○
調理員	１名	―
用務員	１名	○

４　応募申込方法

所定の「有田町会計年度任用職員募集申込書」に必要事項を記入し、写真を添付して総務課（有田町役場２階）へ提出してください。これに加えて、こども性暴力防止法対象職種への応募者は「誓約書」の提出が必要です。

※申込書および誓約書は、町ホームページからダウンロードできます。

また、総務課でも配布します。

※持参の場合、受付時間は平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までです。

※郵送の場合、封筒の表に「会計年度任用職員募集申込」と朱書きし、下記宛て先へ郵送してください。

（宛て先）

〒849-4192

佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地

有田町役場総務課

※提出書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

５　選考から任用までの流れ

① 募集申込書等の必要書類を総務課へ提出します。
② 書類選考及び面接を行います。書類選考結果及び面接日時は、募集申込書受付後、個別にご連絡いたします。
③ 面接選考後、結果をご連絡します。
④ 採用となった場合、会計年度任用職員として任用されます。
⑤ 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１ヶ月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※こども性暴力防止法対象職種の面接合格者は、上記①～③のあとに、犯罪事実確認手続き（面接合格者のこども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の実施および合格者本人による国のシステム登録等）が必要となります。手続きの詳細については、合格者へ個別に通知します。

６　個人情報の取扱いについて

申込書に記載された個人情報については、有田町会計年度任用職員に係る選考試験及び任用の手続きに必要な範囲内で利用します。

【担当】
〒849-4192
佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地
有田町役場総務課
TEL　0955-46-2111
FAX　0955-46-2100